

鳥取県広域移動販売支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (適宜)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

<申請書の提出時期>

事業区分	交付申請の時期
移動販売車等導入支援	原則として、事業実施計画の承認通知日から14日以内(県の休日は算入しない。)
移動販売車運営費助成	原則として、事業開始の20日前まで。 ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月30日まで。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告受理後、額の確定を行った後、補助金の支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

- 東部地区(鳥取市、岩美町)
東部地域振興事務所(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) 電話:0857-20-3663
 - 八頭地区(若桜町、智頭町、八頭町)
東部地域振興事務所八頭振興課(〒680-0061八頭郡八頭町郡家100) 電話:0858-72-3880
 - 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
中部総合事務所県民福祉局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) 電話:0858-23-3298
 - 西部地区(米子市、大山町、南部町、伯耆町)
西部総合事務所県民福祉局(〒683-0054 米子市糞町1丁目160) 電話:0859-31-9606
 - 日野地区(日南町、日野町、江府町)
西部総合事務所日野振興センター(〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1) 電話:0859-72-2080
- (その他、事業に係る問合せ)
- 鳥取県庁中山間・地域振興課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話:0857-26-7986